

税 務

為替予約等の含み益を十億超計上漏れ

原因は“知識不足”、為替相場の変動でリスク拡大

要 約

- 為替予約等の含み益について期末の時価評価を行っておらず、10億円を超える評価益の計上漏れを指摘される事例が発生。税理士等の金融商品取引税制への知識不足が原因に。
- 近年の為替相場の大きな変動により、為替予約等の含み損益も拡大しているだけに要注意。

為替リスクをヘッジするために為替予約等を活用している企業は少なくないが、近年の為替相場の大きな変動に伴い、為替予約等の含み損益も大きくなっている。こうした中、最近、税務当局から十数億円にのぼる為替差益の計上漏れを指摘されるケースが発生したことが本誌取材により判明した。

法人税法上、期末において含み損益のある為替予約等がある場合には、①デリバティブ取引を行った時点から期末までに、ヘッジ対象に係る損失が実現していない、②デリバティブ取引が、ヘッジ対象に係る損失を減少させるために有効である（ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益との差額がおおむね「80%から125%」となっている）と認められる——という法人税法上のヘッジ処理の要件を満たすか、あるいは振当処理（外貨建て債権債務の換算

に為替予約等のレートを用いる処理。42頁参照）の要件を満たさない限り、当該含み損益を時価評価し、損益を計上しなければならない。

ところが、企業や顧問税理士等がこのような金融商品取引税制の取扱いに関する十分な知識を持っていなかったため、ヘッジ処理や振当処理が行われていないことはもちろん、本来であれば含み損益を時価評価しなければならない状態にあるにもかかわらず、時価評価も行われず放置されているケースが少なくないようだ。上記事例は、まさにこうしたケースに当たる。

十億円を超える計上漏れというと大規模法人の話にも見えるが、この法人はあくまで税務署所管法人にすぎない。それでも金額がこれだけの額に上るということからしても、為替差益に関する課税リスクの大きさがうかがえるところだ。

平成12年に大改正が行われ現在の形となった金融商品取引税制だが、その複雑さ、難解さに加え、実務で使う経験がそれほど多くないことから、中小企業の経理担当者はもちろん、税理士等の専門家であっても十分な知識を持っていないことが少なくない。特に輸出入業者等を顧問先に抱える税理士等は、期末において未決済のデリバティブ取引が存在していないかどうか、改めて確認しておく必要があろう。